

社会福祉法人 福岡慈愛会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡慈愛会（以下「福岡慈愛会」という。）の定款第11条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務先とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、福岡慈愛会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は理事会において決定し、評議員会において承認を受けて行う。

2. 常勤の理事に対する報酬は、60万円とする。
3. 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
4. 評議員に対する報酬額は別表2に定める額とする。
5. 前各項に加え、公共交通機関の利用又は自家用車通勤等で通勤に費用を要すると認められる役員等については、別途応募算定による実費相当額の通勤費を支給することができる。

(報酬の総額)

第5条 理事及び監事に対する報酬等の総額は、理事には、各年度の総額が5,000万円を超えない範囲、監事には、各年度の総額が150万円を超えない範囲、評議員には、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(退職慰労金)

第6条 常勤の理事（在職期間が6カ月以上）が退職（又は在職中死亡）した場合はその役員又はその遺族に次のとおり退職慰労金を支給する。

2. 退職慰労金の額は 当該役員の月額報酬×在任期間の年数×係数とする。
3. 在任期間の年数が1年に満たない場合は、これを1年とする。
4. 係数は 理事長が3.0～5.0 常勤理事が1.0～3.0 とする。
5. 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間は、常勤役員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの月数をもって計算する。
6. 第1項に規定する遺族は
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが役員の死亡時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であってその者の死亡の当時、その者と生計を維持し、又は生計を共にしていた者の順とする。
7. 退職慰労金の支払については、理事会の承認を得なければならない。
8. 当法人の利害を害し、又は当法人に損失を及ぼす等の事由により、理事会において解任された者には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月27日（ただしその日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給）

2. 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
3. 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。
4. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金・積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、就業規則第62条に定める旅費規程に基づき、旅費

を支給する。

2. 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月までの報酬を支給する。
4. 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切上げる。

(公表)

第11条 福岡慈愛会は、この規程をもって、社会福祉法第59号の第2条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃等)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和2年2月1日より施行する。